

昨年策定したマニュアル等のフォローアップ

令和4年3月14日
第8回 事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

これまでの事業推進部会における取組とフォローアップ

過年度の事業推進部会での審議を踏まえ、令和4年4月に「PFI事業における事後評価等マニュアル」、「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」、「公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方」を策定しました。これらの周知度や活用度、課題等を全自治体を対象としたPPP/PFIの実施状況等に関するアンケート調査より、フォローアップを行いました。

PFI事業における事後評価等マニュアル

- 民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会で行われた期間満了PFI事業の検証で得られた知見及び同部会で策定した事後評価等のマニュアルを周知し、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、今後の事業方式の選定や事業内容の改善への活用を促す。
(令和3年度から) <内閣府>

PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル

- 「PFI事業民間提案推進マニュアル(H26.9)」等について、PFIに限らないPPPも含めた近年の民間提案の活用実態・課題(インセンティブの付与方法、民間提案の評価方法等の改善等)に対応した改定を行った。「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」について、公共施設等の管理者等に対し周知を図る。
(令和3年度から) <内閣府>

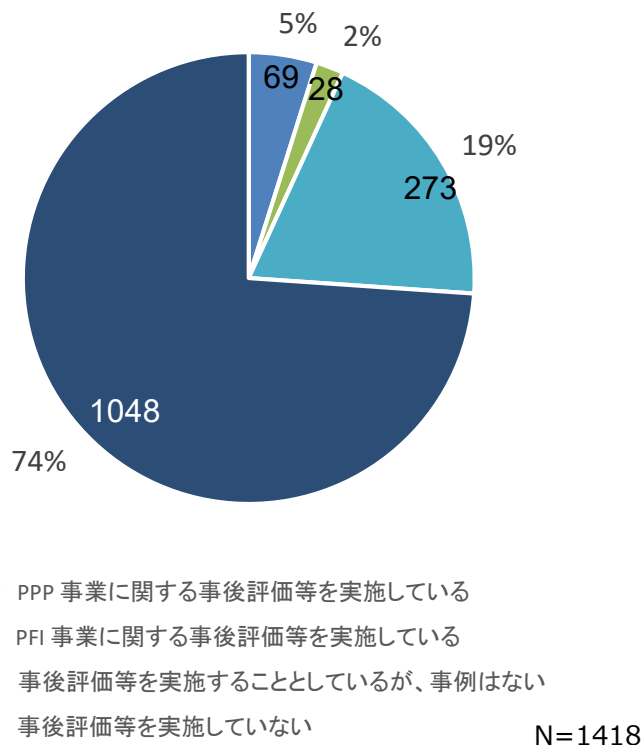
公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方

- 国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等及び参考となる事例を取りまとめた基本的考え方を周知し、公共施設の非保有手法の活用促進を図る。
(令和3年度から) <内閣府>

PFI事業における事後評価等の実施状況

- 事後評価等について、PPPもしくはPFI事業に関する事後評価を「実施している」または「実施する予定」と回答した団体は約3割である。一方、約7割が実施していないと回答しており、事後評価等の実施に課題があることが伺えた。
- PPPもしくはPFI事業に関する事後評価を実施していると回答した事業（34事業）において、政令指定都市の事業では9割程度が評価結果を公表していたが、他の自治体の事業では半数以下の公表にとどまっていた。

【事後評価等の実施状況】



【事後評価を実施していると回答した事業のうち、結果公表している事業】

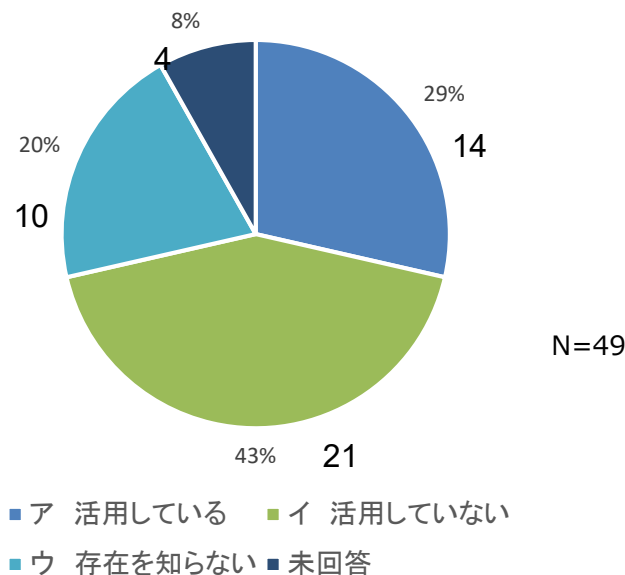
| 自治体規模 | 事後評価を実施している事業 | 評価結果を公表している事業 |
|--------------|---------------|---------------|
| 都道府県 | 1 | 0 |
| 政令指定都市 | 8 | 7 |
| 20万人以上 | 7 | 3 |
| 10万人以上20万人未満 | 7 | 1 |
| 10万人未満 | 11 | 2 |
| 計 | 34 | 13 |

PFI事業における事後評価等マニュアルの活用状況

- 令和3~6年度までに期間満了となるPFI事業を実施中の地方公共団体（49団体）のうち、活用していると回答した団体は約3割（14団体）。
 - マニュアルの存在を知らないとの回答は全団体の約2割にのぼり、小規模団体ほどその割合が上昇する傾向。
- ⇒ 今後増加する期間満了案件への活用に向けた周知を図るとともに、多様な効果の評価等の充実を図り、見直しを行う。

【マニュアルの活用状況】

令和3年度から令和6年度に期間満了となるPFI事業を実施中の団体（49団体）における活用状況

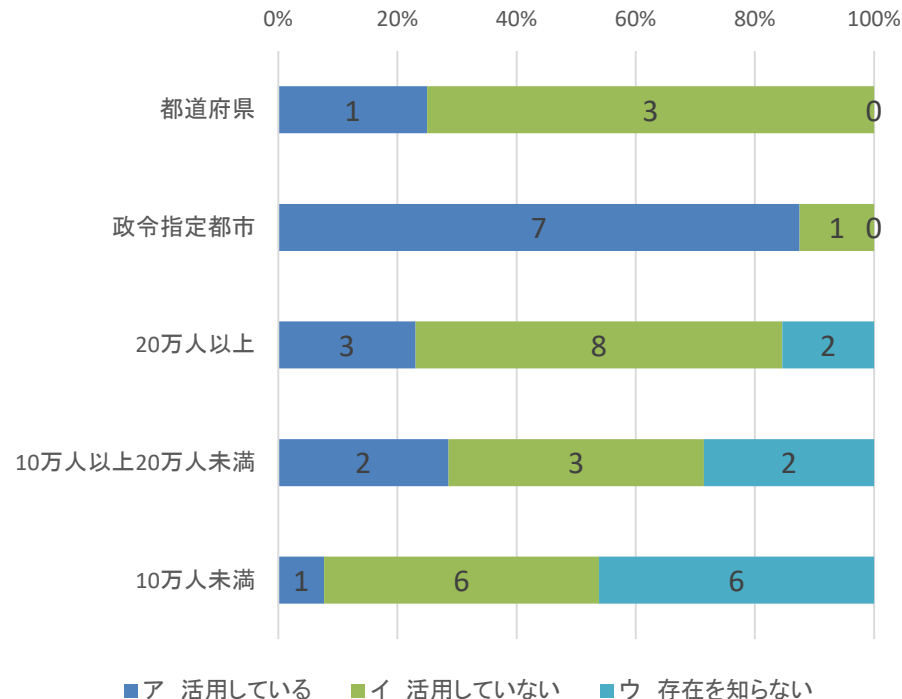


主な意見

- 中間評価について、もう少し記載を増やしてほしい。
- 当該マニュアルは、長期間にわたる事業を念頭においていると思われませんが、BT等、業務内容に管理運営を含まない場合の事後評価の考え方についてご教示いただきたい。

【マニュアルの認知度】

マニュアル活用状況内訳



PPP／PFI事業民間提案推進マニュアルの活用状況

- 活用していると回答した地方公共団体は138団体。617団体は存在を知らないと回答。
 - より一層の具体的な活用事例の充実を求める要望があった。
- ⇒ 民間提案に基づき事業化された案件や、民間提案に対してインセンティブを付与して事業者選定を行った案件等、民間提案に関する事例の把握、周知を図る。

【マニュアルの活用状況】

| | 活用した団体数 | 総数 |
|------------------|---------|------|
| 都道府県 | 13(28%) | 47 |
| 政令指定都市 | 9(45%) | 20 |
| 20万人以上 | 20(18%) | 111 |
| 10万人以上 20万人未満 | 18(12%) | 156 |
| 10万人未満 | 78(5%) | 1449 |
| 合計 | 138(8%) | 1783 |

主な意見

- 事例を交えた構成になると、わかりやすい。
- 随意契約保証型の民間提案制度を導入するにあたり、庁内での説明や対外的な説明をする根拠資料として非常に役に立った。
- 今後は、全国の具体的な実施事例を掲載するなど改良していただけるとありがたい。

【民間提案による事業実績】

- PFI法第6条に基づく提案
5件
- それ以外の提案
採用実績あり：117団体
受領実績あり（非採用）：27団体
受領実績あり（採否検討中）：62団体

出所：第50回民間資金等活用事業推進委員会（令和元年5月24日）資料1-1

【民間提案制度の導入状況】

- PFI・PFI法に基づく民間提案に対応する仕組みを導入している
95団体
- PFI法に基づかない民間提案に関する仕組みを導入している
125団体

非保有手法を採用した事業(施設)

- 令和2年度に契約した事業で「非保有手法」を採用した事業は15件だった。
 - 事業分野では、義務教育施設等及び教育・文化関連施設が最も多い。
 - 事業手法では施設借り上げ方式とファイナンス・リース方式のどちらかが選ばれている傾向が見られた。
 - 非保有手法を採用した理由では、使用期間の短さや費用の節減を理由にした事業が多く、需要の変動や費用の平準化も比較的多く回答された。
- ⇒ いずれも内容は、基本的考え方に示した事例に類するものであり、今後、新たな方式などがあつた場合は、詳細を把握し、必要に応じて事例紹介等を行う。

【事業分野】

| 事業分野 | 件数 |
|--------------------|----|
| 教育・文化関連施設 | 4 |
| 義務教育施設等（幼稚園・保育園含む） | 5 |
| 社会福祉施設 | 1 |
| 庁舎・試験研究機関 | 3 |
| 公営住宅・宿舍 | 1 |
| 都市公園 | 1 |

【事業手法】

| 事業手法 | 件数 |
|--------------|----|
| 施設借り上げ方式 | 7 |
| ファイナンス・リース方式 | 7 |
| その他 | 1 |

【非保有手法の採用理由】

| 理由 | 回答数 |
|---|-----|
| 使用期間が短いことが明確であり、施設を整備・保有することは合理的でないと判断したため | 4 |
| 施設に対する需要の変動が予想され、施設を整備・保有することは合理的でないと判断したため | 3 |
| 施設を維持管理する体制（人手など）の確保が難しかったため | 1 |
| 施設整備に要する費用の総額を節減できるため | 4 |
| 施設整備に要する費用を平準化して支払うことができるため | 3 |
| 施設整備に要する期間を短縮できるため | 2 |
| 手続きに係る期間を短縮できるため | 1 |
| その他 | 2 |
| 計 | 20 |

※複数回答